

---

資料提供（平成 21 年 8 月 6 日）

環境局環境創造部環境保全指導課 菅原、望月

TEL：078-322-6420（内線：3629）

---

## 社団法人日本油料検定協会総合分析センター跡地における 土壤汚染対策法に基づく指定区域の指定の解除について

---

### ◆概要◆

土壤汚染対策法に基づき、平成 21 年 5 月 14 日に「指定区域」として指定したみだしの土地において、平成 21 年 7 月 28 日に土壤汚染の除去に係る措置完了報告書を受け、汚染土壤は全量掘削除去され、地下水汚染が生じていないことを確認したので、同法第 5 条に基づき本日付で当該指定区域の指定を解除した。

### ◆経緯◆

- (1) 社団法人日本油料検定協会が総合分析センター跡地（東灘区御影塚町 1 丁目 3 番 面積：843.66 m<sup>2</sup>）にて社団法人日本油料検定協会が法第 3 条に基づく土壤汚染状況調査を行ったところ、水銀の溶出量が法の指定基準値を超過して検出された（0.0012mg/L、指定基準値 0.0005mg/L の 2.4 倍）。地下水については地下水基準値以下であった。
- (2) 同報告を受け、水銀の溶出量が指定基準値を超過した 1 区画（100 m<sup>2</sup>）を、法第 5 条に基づく指定区域として平成 21 年 5 月 14 日に指定した。
- (3) 本市は土壤汚染対策工事が適正に行われるよう指導し、その後、同法施行規則第 28 条第 1 項の別表第 5 の規定に基づき、汚染土壤は全量掘削除去され、また、地下水の測定を行い地下水基準に適合したことを確認したため、同法第 5 条に基づき指定を解除した。

### ◆実施された指定区域内の土壤汚染対策工事について◆

- (1) 指定基準値超過物質  
水銀の土壤溶出量で最大 0.0012mg/L(指定基準値 0.0005mg/L の約 2.4 倍)
- (2) 汚染面積：100 m<sup>2</sup>
- (3) 対策深度：最大で G L -0.1m
- (4) 対策土量：約 10 m<sup>3</sup>
- (5) 対策方法：汚染土壤を全量掘削除去し、産業廃棄物管理型処分場に搬出した。
- (6) 対策年月日：平成 21 年 7 月 1 日

### ◆実施された指定区域内の地下水の測定について◆

- (1) 測定対象  
土壤調査で土壤溶出量が指定基準値を超過した水銀の測定を行った。
- (2) 測定箇所  
指定区域内の 1 地点

(3) 測定年月日

平成 21 年 7 月 6 日

(4) 測定結果

水銀の測定結果は、0.0005mg/L 未満であり、地下水基準に適合していた。

資料 1：これまでの経緯

- (1) 昭和 48 年 社団法人日本油料検定協会 総合分析センターとして使用開始。
- (2) 平成 18 年 11 月 27 日 当該敷地における事業を使用廃止。
- (3) 平成 19 年 2 月 20 日 当該敷地について法第 3 条 1 項ただし書の確認を受けた。
- (4) 平成 21 年 1 月 26 日 事業用地としても使用しないこととなったため、土壤汚染調査を実施。
- (5) 平成 21 年 4 月 30 日 社団法人日本油料検定協会が土壤調査結果報告書を提出した。
- (6) 平成 21 年 5 月 14 日 法第 5 条に基づく指定区域の指定。
- (7) 平成 21 年 7 月 1 日 汚染土壤を全量掘削除去。
- (8) 平成 21 年 7 月 6 日 地下水測定を実施。
- (9) 平成 21 年 7 月 28 日 土壤汚染の除去に係る措置完了報告書を提出。
- (10) 平成 21 年 8 月 6 日 法第 5 条に基づく指定区域の指定の解除。

資料 2：用語解説

**土壤汚染対策法**

土壤汚染による人の健康への影響の懸念や対策の確立への社会的要請が強まったことを受け、土壤汚染の状況の把握に関する措置及びその汚染による人の健康被害の防止に関する措置を定めた法律。平成 15 年 2 月 15 日施行。

特定有害物質を使用する特定施設の廃止時に、汚染の可能性の高い土地について土壤調査及び調査結果の報告を義務づけ、土壤汚染が判明した場合には必要な措置を講じること等を定めている。

**特定有害物質**

揮発性有機化合物のベンゼンなど 11 物質、重金属等の砒素、鉛、水銀など 9 物質、農薬等の 5 物質、合計 25 物質に特定有害物質としての指定基準が土壤汚染対策法で定められている。

**指定区域**

法に基づく調査結果が指定基準値を超過している場合、市長は指定基準値を超過した区域を指定区域として公示することが定められている。

指定区域では、届出なく土地の形質変更をすることが制限される。

土壤汚染の除去が確認されれば、指定区域の指定を解除される。

**溶出量基準**

地下水等の摂取に係る健康影響を防止する観点から揮発性有機化合物、重金属等、農薬等 25 物質について土壤汚染対策法で溶出量基準が定められている。

溶出量基準は、土壤に含まれる有害物質が地下水に溶出し、人がその地下水を一日 2L、一生涯（70 年）にわたって飲み続けても健康影響が現れない濃度に設定されている。

**含有量基準**

汚染土壤を直接摂取することによる健康影響を防止する観点からカドミウム、鉛、水銀などの重金属等 9 物質について土壤汚染対策法で含有量基準が定められている。

含有量基準は、基本的には、一日あたり大人 100mg、子供 200mg の土壤を一生涯にわたって摂取し続けても健康影響が現れない含有量に設定されている。

**水銀**

水銀は、銀白色で、常温では唯一の液体金属。化学品製造、医薬品、乾電池等に用いられる。慢性中毒では興奮傾向、不眠といった中枢神経への影響が見られる。

<資料3>位置図



<資料4>指定区域図

